

令和2年8月7日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長挨拶

議題1. 懸案事項について

午後1時28分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、こんにちは。梅雨明け後、とても暑い日が毎日続いております。そんな中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。これまで議会運営委員会は三密を避けて感染拡大防止をするべく、オンライン開催のデモを行ってまいりました。そんな中、近隣市では職員さんが感染されたということで議会開催が危ぶまれているという状況を伺っております。そのようなことをお聞きして、やはり危機管理の面、また、セーフティーネットを整えることの重要性、大切さということを私も実感しております。

それでは、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。



◎議長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まず初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【石井伸之議長】 皆様、こんにちは。私も飛沫感染防止のため、座って御挨拶をさせていただきます。先ほど高柳委員長からお話がありまして、近隣市では、市の職員において新型コロナウイルス感染症陽性という診断が出たというお話がございました。いつ、どこで我々議員も実際に罹患し、そして自宅待機となるか分からない、そういった状況から考えましても、やはりいずれは自宅ないしそれ以外の場所からリモートで、ウェブでの委員会の出席ができるようにという手法を今後、いずれは考えておく必要があるかなというふうに感じた次第でございます。

そういった罹患者を排除することなく、ソーシャルインクルージョンの観点から、しっかりと出席者として、仲間として迎える中で、その方の発言や可否の判断、こういったものも委員会の中で取り入れることができるように、今後とも前に進めていただければというふうに感じる次第でございます。

また、本日は、現在までの協議の結果、各交渉団体の皆様から御協議、また、意見表明を頂くことになっております。忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、懸案事項についてに入ります。前回までにウェブイーエックスを使用した模擬決算特別委員会を実施してまいりました。加えて、前回の委員会終了後、本会議場のタブレット端末とスピーカーフォンの接続のテストと副議長所有のスマートフォンによるウェブイーエックスのテストを実施いたしております。どちらも問題なく利用ができたということを、ここで御報告をさせていただきます。

さらに、議会事務局におきまして、ウェブ会議システムを用いた際のインターネット中継について、委託事業者との間で配信テストを行っていただいておりますので、そのことについて、議会事務局から御報告をさせていただきます。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告をいたします。インターネット中継の配信テストは、前回の模擬決算特別委員会と同じシステム構成で行いました。その結果につきましては、委託事業者より、音声についてよく聞こえており、そのほか特段の問題も生じていないとの報告を受けているところでございます。報告は以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 報告が終わりました。

以上につきまして、質疑、意見等がございましたら承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 何点か伺わせていただきたいと思います。前回、議会運営委員会終了後にスピーカーフォン、これちょっと懸案事項でありましたし、音の聞こえ、今、委員長、そして局長から、このスピーカーフォン、良好であったという御報告を頂きました。それは本当によかったんですけれども、このスピーカーフォン、費用としてはどのぐらいかかるのか。費用面のことを分かったら教えていただきたいと思いますけれども。

○【内藤議会事務局長】 スピーカーフォンは、住友委員さんがおっしゃるとおり、前回の議会運営委員会終了後に設置をして、良好な結果が得られたというところでございます。費用のことでございますが、事務局で調査をしましたところ、この間使いましたスピーカーフォンの小型版のものが約3万円程度というところでございます。特段の予算措置という必要はなく、対応することが可能ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、スピーカーフォンのほうを聞きましたら、小型のもので対応が可能だということでありました。いろいろありがとうございます。また、この間、事務方の職員の皆さん、そして議会運営委員会でも3度、4度と試して、大分改良できてきたというところが正直な私の意見なんです。現在このシステム、委員会をオンライン化した場合、全体の経費といえますか、かかる費用、これはどのぐらいになるかというのが私たち共産党でも心配しているところなんですけれども、この点はいかがでしょうか。分かる範囲で構わないんですけれども、お願いいたします。

○【内藤議会事務局長】 現在、御協議いただいています委員会のオンラインシステムにつきましては、皆さん、御存じのとおり、全員の方がシステム機器を使用するという方法ではございません。既に御説明しているところもでございますけれども、基本のシステムは、東京都から市に貸与されているウェブイーエックスを使用しているところでございます。

また、タブレットも市のもを2台から3台使用しているところでございますので、特段の費用はかかっていないというところだと思っております。導入に当たってということでございますけれども、先ほどの議場でより良い音質を得るためのスピーカーフォンに3万円程度、また、インターネット回線使用料のギガ不足というところも御議論いただいたところでございますが、これはタブレットを交換して使用するなどの工夫をすることによりまして、特段の予算措置を必要としないことが考えられるところだと思います。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、局長からの御報告でスピーカーフォン3万円と、あとギガ不足、これは懸案事項でしたけれども、それはタブレットの交換で可能になるだろうということで、はっきり言いまして、新たな経費、これがほとんどかからないということが今確認取れたと思います。これは本当によかったなと思うところです。私からは確認が取れましたので、ありがとうございます。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。

それでは、本日は、委員会のオンライン開催の方向性について、各交渉団体で確認をすることとなっております。皆さんから御報告を承りたいと思います。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、交渉団体で検討した結果をお伝えしたいと思います。大いに推進をすべきですとか、実際に行っても使いこなせるかは自信がないですとか、そういう意見がありましたけれども、推進する立場と、逆に、通常より出席説明員を大幅に減らして委員会室のみで実施をした

ほうがいいという意見から、オンライン決算特別委員会に反対という意見までありましたので、交渉団体内で意見をまとめるということはできない、それが結論であります。

ただし、議長からのオンライン決算特別委員会の実施について諮問がありましたので、どのように答申するか、この内容ですけれども、オンラインで議員はこの委員会室で発言をして、一部の説明員が答弁席に行って、多くの課長は本会議場ですとか、そこにいて一種のオンラインでやることについて技術的には可能ですと、そのことを議長に答申をするということについては妨げるものではありませんということです。ですので、答申をする分には結構でございますけれども、9月、10月の決算特別委員会をどのように扱うかは、会派会議で今後も慎重に扱っていただきたい、こういうふうに考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 オンラインによる決算特別委員会の実施が可能であるかにつきましては、私も交渉団体・公明党会派は可能であると判断をいたしました。当初、委員一人一人及び説明員にタブレットを配って、全てオンラインシステムを通じて決特を実施する想定で検討を始めましたけれども、我々検証していく中で様々な課題が見えてまいりました。特に重大であったと思いますのは、音声途切れる、ハウリングが起こる、画面がフリーズするというような状況が見られたことでした。このままではオンラインによる会議の開催は難しいのではないかと感じていました。

その後、議会事務局の皆さんの大変な努力によってシステムの使い方を工夫し、全ての人にタブレットを配備するのではなくて、委員長が1台、別室の説明員用に1台、こういう配置をし、我々委員と理事者、部長は、これまでどおり委員会室で従来の庁舎設備の音声システムを通じて会議を行い、説明員においては、会議室の密の状態を避けるために別室、今のところ本会議場が想定されておりますけれども、別室でリモートによる答弁、このようなサテライト方式での運用をすることによって、音声も画像も安定したものとなりました。恐らくは複数台のタブレットが同じこの委員会室、1室の中にあることによるハウリング等の影響もあったのではないかな、このようにも思っております。

また、東京都から提供されました、先ほど来お話も出ておりますスピーカーフォンでありますけれども、これは高性能で双方向の音声が大変明瞭でありました。今は1台しかありませんので、先ほどのお話のようにもう1台調達すれば、この委員会室に1台、そして別室に1台——本会議場に1台、そのような運用ができるのであれば音声もさらに明瞭になるのかな、このようにも考えております。議会は言葉が大切であります。音声安定して明瞭であることが重要でありますので、ウェブイーエックスを利用したサテライト方式、これは十分に会議に使用できるレベルまで来ている、このように思います。

画像に関しましては、従来の委員会室では委員から説明員の席が遠かったので、なかなか表情まで見てとるということは難しい場面もありましたけれども、ウェブイーエックスのシステムを使いますと、説明員は一人ずつタブレットの前に座って説明いたしますので、カメラの前にお一人立つ、座るという状況ですから、表情が、全体がよく見えて確認ができるのかな。これもメリットになるのではないかな、このようにも思いました。

さらにメリットを申し上げれば、委員と理事者、部長は、従来どおり委員会室での会議となりますので、一般の傍聴は三密の感染防止対策、この工夫を、また対策を行えば、従来どおり可能となる。また、先ほど事務局長から御報告がありましたとおり、インターネット中継も可能である、このようなことがメリットだろう、このように考えております。

また、今回、委員会室の狭さからくる説明員の密の状態に対応するために、説明員は別室で会議に

参加。委員、そして理事者等はこの委員会室での前提でありますけれども、将来的には、コロナ禍において濃厚接触者となった委員が出た場合に委員会室での参加は不可能となりますので、自宅による会議の参加、このようなことも考えられます。また、さらには、出産前後で無理ができない委員が出た場合には、これまでは欠席せざるを得なかった状況かと思っておりますけれども、このような場合であっても会議に参加できる可能性を見いだした、その意味で大変意義深い取組であったかと思っております。

もしこのシステムを利用して決算特別委員会をオンラインで行おうとした場合には、一部条例改正も必要な、このようにも感じておりますけれども、もし事務局のほうでお考えがあれば、これは伺っておきたいな、このようにも考えております。総合的に判断いたしまして、決算特別委員会をオンラインで実施することは可能であるというのが我が交渉団体の結論であります。

○【藤江竜三委員】 自由民主党・新しい議会の交渉団体では、オンラインで会議を行うことは可能であるというふうに考えております。これは予算的面から、技術的面から、両面から可能であるというふうに考えております。そして、このオンライン会議ですけれども、なぜやるのかということをしつかり考えなくてはならないのかなというふうに思います。1人でもここにいらっしゃる方の人数を減らしてコロナの感染リスクを下げていく、そのためにやっていくわけであります。

近隣市では、先ほど議長や委員長からの話にも出ましたけれども、職員さんが陽性という結果になってしまった、そういったことであります。そうすると、やはり議会のほうにも影響が出てくる可能性というのは十分にあると思っております。同様のことが国立市においても起こる可能性が今後高まってくると考えられます。そういったときに、こういったオンライン開催をしつかりできる準備をしておく必要があるかと考えます。そのためには課長職の方はもちろんのこと、議員の一人一人も罹患してしまった場合には控室や、もしくは自宅などでできる、そういった余地を考えていく必要もあるというように私どもは考えております。

そういった中で、今後、必要な整備、先ほど小口委員もおっしゃっていましたが、条例改正の準備なども必要かもしれませんし、また、細々なルール、そういったところも考える必要があるというふうに思います。そういったところを議会運営委員会などでも十分協議しながらしつかりと方向を決め、進めて、この決算特別委員会でしつかり実行できるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 共産党では懸案としておりました予算の面、費用がどのぐらいかかるのかということでございましたけれども、今日確認させていただきまして、ほとんど費用の面として、スピーカーフォンを備えるぐらいでかからないということが分かりました。それと、オンライン決算特別委員会について技術的に可能かどうかということでございますが、私たち共産党では、音飛び、そして絵飛びとかハウリング、これがしつかりできていないと、やはり会議にはつながらない、そのように考えておりましたけれども、ここ3回、4回と重ねる中、技術的にも大変よい方向に進んだと考えております。そのために技術的にはできる、このように私たち共産党も結論づけられるというふうに考えております。

また、先ほど小口委員、そして藤江委員から出ました条例改正のことでございますけれども、条例も今後考えなければいけないところではないかと、今後の課題として挙げていかなければいけないのではないかとというふうに私も考えております。今回やったオンラインでございますけれども、サテラサイト方式、ハイブリッドということで、フルオンラインではないところも実はあるということは1つ今後の課題として挙げさせていただきます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。稗田委員、いかがですか。

○【稗田美菜子委員】 同じ交渉団体で藤田委員から説明がございましたので、特に私から補足することはなく、藤田委員が言ってくださったことで全てですので、意見はないです。ありがとうございます。

○【高柳貴美代委員長】 ただいま各交渉団体の御意見を伺いました。伺っておりますと、委員会のオンライン開催について、ウェブ会議システム等の技術的な面や予算等の面を含めて実施は可能であるというふうな集約ができるかと思えます。そのような確認をさせていただいてよろしいでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。御異議なしと認め……(「委員長」と呼ぶ者あり) 藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 その集約はいいですけど、技術的に可能ということでもありますので、いろいろな意見があるということで、そのことはぜひ正確に、反対も含めて意見があるということは正確に議長にお伝えいただきたいと思えます。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。藤田委員のほうから先ほどの意見を承りましたので、その辺のところの内容もしっかりとお伝えさせていただきたいと思えます。

では、御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

ほかに何かございますか。小口委員。

○【小口俊明委員】 ほかの委員さんも触れられていたんですが、私も先ほどの意見の中で申し上げた条例なんですけれども、今回もし我々多くの交渉団体、また委員が今回の決算特別委員会からオンラインでの対応、これが望ましいという方向性を多くの方が持っている状況の中で、やはりやるとなれば、条例改正が必要なのかどうなのか。必要でなければいいですよ。しかし、私なんかは必要かなという認識でおるところであります。もしそうであるならば、何らかの対応をしていかなければいけないだろうと思うわけで、事務局として、その辺の対応についてお考えがあれば伺っておきたいんですけれども、いかがですか。

○【高柳貴美代委員長】 ただいま小口委員のほうから条例改正の必要性に係る発言がございましたが、このことについて、いいですか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 まずは、国立市議会の会議規則自体の改正は必要がないというふうに事務局では考えているところでございます。小口委員さんはじめ、皆さん、お話があったように、国立市議会の委員会設置条例のほうの改正は必要であるという状況だと思えます。委員会設置条例の中には幾つか出席という文言が出てまいります。現在の規定にはウェブ会議システムで、オンラインで委員会に出席するということは含まれていないと解釈するところでございます。そこで、オンラインを活用した委員会の出席も委員会設置条例での出席であるということにするために条例改正が必要というところでございます。

大まかな内容を申し上げますと、委員会の開会方法の特例として、オンラインを活用した委員会を開くことができる旨の規定をするということでございます。オンラインを活用した委員会は、感染症の蔓延防止の観点等から参集が困難な場合や、介護や育児などやむを得ない理由がある場合に開催することを想定しているところでございます。また、オンラインを活用した委員会では、秘密会を開くことはできないということも明示する必要があるのではないかなと考えているところでございます。そのほかは手続等の規定が必要であると考えているところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 結局、会議規則の改正は必要ないけれども、委員会設置条例については改正が

必要だろうという御判断、内容が示されました。その内容について、今事務局長、説明を頂いたんですけれども、私も全文暗記しているわけではないので、どこがどうなっているのかなというのが直感的に分かりにくいところがあるんです。何かこれに関する資料みたいなものというのは作っていないんですか。どういう内容を、どういう部分をどう変えなきゃいけないとか、その辺は何かあるのでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 ただいま小口委員のほうから資料が欲しい、資料で分かりやすく知りたいということなんですけれども、その資料というのは出していただくことはできますか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 すみません、説明が不十分で申し訳ございません。コピーの時間を頂ければ、資料というもの、文章というものはお出しできる状況でございますので、よろしく願いいたします。

○【小口俊明委員】 他の委員さんももし同意であれば、少し時間を頂いて、ぜひ資料があるならば見ておきたいんですけれども、委員長のほうで御配慮いただければと思います。

○【高柳貴美代委員長】 皆さん、いかがですか。資料を出していただきたいと小口委員のほうからありますが。住友委員。

○【住友珠美委員】 私もぜひ資料を見させていただきたいと思いますけれども、あと、例えば先進例とか、ほかの市とかでそういう条例をやっているのか、そういうのもあれば教えていただけたらなと思いますので、お願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 では、御意見がありましたので、暫時休憩とさせていただきますよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、暫時休憩とさせていただきます、資料を用意していただきたいと思います。

午後1時54分休憩



午後2時3分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会資料No.6、国立市議会委員会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表が配付されております。このことについて議会事務局より、もう一度御説明いいですか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議会運営委員会資料No.6を御覧ください。委員会をオンラインで開催するための国立市議会委員会設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表でございます。

内容につきましては、第14条の次に、第14条の2といたしまして、委員会の開会方法の特例を規定するものでございます。第1項に委員長がオンラインを活用した委員会を開会することができる場合を規定しております。第1号では、重大な感染症の蔓延防止措置の観点等から開会場所への参集が困難な場合、第2号におきまして、疾病、看護、介護、育児等のやむを得ない事由がある場合を規定しているところでございます。

第2項では、委員会にオンラインによる出席を希望する場合は、あらかじめ委員長の許可を得ること。

第3項におきましては、オンラインにより出席した場合には、第15条の定足数の規定、第16条の表決の規定、第29条第1項の委員会記録の出席委員とすることを規定しているというところでございま

す。

第18条は、議事の公開と秘密会の規定でございますが、第2項を加えまして、この性質上、オンラインを活用した委員会においては秘密会を開催できないことを規定しているところでございます。

第19条は、出席説明の要求を規定しているところでございますが、この中の出席にオンラインを活用した委員会への出席を含めることとしているところでございます。

説明は以上でございます。御協議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 事務局長、もう一点、住友委員のほうからの他市のこともお願いします。

○【内藤議会議務局長】 他市の条例というところでは、現在、事務局のほうで確認しているのは大阪市と大阪府、この2つでございます。私ども主に参考にさせていただいたのは、大阪府のほうの条例を参考とさせていただいているというところでございます。事務局が把握しておりますのは、その2つの自治体でございます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。説明が終わりました。このことに関して質疑や御意見を承りたいと思いますが、いかがですか。小口委員。

○【小口俊明委員】 資料の提示、そしてまた説明、ありがとうございます。やはり内容を見ると、最初のほうにある第14条の2のほうは出席の委員に関する規定ということで、次の第18条は秘密会に関すること、第19条の関係のところの説明員のところということのようです。このように資料の提示があるとよく分かります。

それで、意見というか、これを見た上での受け止め方ですけれども、我々今、議会運営委員会で検討している決算特別委員会で想定しているオンラインの会議の在り方は、委員においてはオンラインではなく委員会室で会議を行い、説明員においては別室で、オンラインでリモートによる答弁ということですから、この中では第19条のところは深く関係してくる。これがない限りは、つまり、条例改正をしない限りは、我々の検討が生きてこない。ですから、条例改正は必要なんだろうなというふうに思いましたのと、第14条の最初に出てくるほうについても、これは大阪の事例を考え合わせると、今、想定しているものだけに対応できればいいということではなくて、全体観に立って可能などころの押さえというのはやっておく必要があるんだろうな、そのようにも受け止めました。こういった準備ができていくということであれば、もう一段、決特のオンラインの開催に向けて、この後、会派代表者会議等のところで協議に入ると思いますが、準備のところも整えつつ進めていくのだなというふうに理解をいたしました。

○【藤田貴裕委員】 決特が技術的にオンラインでできるということですので、これぐらいの国立市議会委員会設置条例の一部を改正する条例案が用意されているというのは、仮にオンラインで行うということになるのであれば有益なのかなという意見は申し上げるものの、今回、議長からの諮問は、コロナ禍の中における決特の在り方についての諮問でありましたので、結構範囲が広がってきているかなという印象を私は受けております。特に第14条の2の第1項第2号ですとか、そういったところですが、そういう面ではオンライン決特に反対されている方もいる中、非常に議長の諮問を超えた範囲での文理が入っている、この案が独り歩きをして不協和音が生じたときは、私はなかなか難しい問題になっていくのかなという認識を持っています。

○【藤江竜三委員】 私は、この資料を提示していただいてよかったかなというように考えております。やはり具体的にここまで条例改正をしっかりと整えておく必要があるということを考えるのも議運の仕事かと思えますし、こういったところが具体的になる中で、実際に決算特別委員会でコロナがも

っと広がったときに、じゃあなぜあのとき用意しておかなかったんだというふうになってしまうのはやはり問題かと思いますので、こういったことをしっかり検討する中において、今後しっかり取りまとめていきたいというように考えております。

○【住友珠美委員】 条例を、私も今後の課題であるかなというふうに思って、確かに条例改正していくことというのは考えていかなければいけないんですけど、今日初めて出てきております。会派に持ち帰って話さなければいけない問題でもあると思いますので、早々にやっていくというよりは一步一步、それこそ藤田委員がおっしゃるような様々な意見が出ている中でございますから、これは一步一步進めるべきではないかと思えます。私としてはきちんと会派に持ち帰りまして、こういった案が出たということをお話させていただきたいと思えます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。稗田委員はいかがですか。

○【稗田美菜子委員】 同じ交渉団体から藤田委員が出ていまして、まとめていただいたので、私からは特にありません。

○【高柳貴美代委員長】 今日はお配りするという事になったので、今は交渉団体の御意見じゃなくていいと思います。個人の御意見で構わないです。まだお持ち帰りいただいていないからいいと思いますよ。皆さん、代表で出ていらっしゃるんだから。だけど今日初めて出たもので、まだ持ち帰っていないから。

○【稗田美菜子委員】 出たばかりでびっくりというのが正直なところで、とりあえずこういうふうに、もし実際に変えていくとなると、こういう段取りが必要なんだということが見えたことはありがたかったなと思えます。ありがとうございます。

○【高柳貴美代委員長】 藤田委員はもうよろしいですか。大丈夫ですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

分かりました。先ほども申し上げましたように、急に刷っていただいて、ここで急にお渡ししたもののなので、お持ち帰りいただいて交渉団体の皆様にもお話をさせていただきまして、御検討いただきたいということでよろしく願いいたします。それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、よろしく願いいたします。

先ほど藤田委員の御意見もありましたけれども、本日の御意見をしっかりと私も拝聴させていただきましたので、細かく議長のほうに報告させていただき、また、全会一致で、ここまで本当に御苦労していただいて、ウェブ会議システムの技術的な面や予算の面も含めて実施は可能であると、そこまでは全会一致でお伝えすることができますので、この結果を会派代表者会議のほうに委員長報告という形でお伺いして皆様に御報告させていただきたいと思えます。その際に御意見として頂きました、分かりやすいような図式などを添えまして、会派代表者会議で御説明をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回に至るまで、暑い中、4回にわたりまして、本当に努力していただきました。まずもって議会議事務局の職員の皆様、局長をはじめとして、ありがとうございます。そして、皆様にも本当に御協力頂き、また、傍聴の、今日も関口議員と皆さん来ていただいておられますが、何度も参加していただきまして、ありがとうございます。この結果をこのままお伝えさせていただくということで締めさせていただきます。

では、この件に関して何かほかにはございませんでしょうか。もう一度確認です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議題1を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午後2時16分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年8月7日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代